

平成 1 4 年 度  
(財)社会安全研究財団  
委 託 研 究 事 業

平成 1 4 年 度

インターネット上の少年に有害な  
コンテンツ対策研究報告書

平成 1 5 年 3 月

インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会

インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会  
構 成 員

代 表

苗 村 憲 司 慶應義塾大学環境情報学部教授

委 員

磯 野 爽 (社)日本 PTA 全国協議会前マスメディア調査委員

小河原 昇 アルプスシステムインテグレーション(株)常務取締役

小 田 啓 二 日本ガーディアン・エンジェルス理事長

国 分 明 男 (財)インターネット協会副理事長

後 藤 弘 子 東京富士大学経営学部助教授

関 靖 直 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長

別 所 直 哉 ヤフー(株)法務部長

松 澤 栄 一 ニフティ(株)法務部課長

無 藤 隆 お茶の水女子大学生生活科学部教授

宮 本 潤 子 ECPAT/ストップ子ども買春の会代表

荒 木 二 郎 警察庁生活安全局少年課長

坂 明 警察庁生活安全局生活安全企画課

セキュリティシステム対策室長 (平成 14 年 6 月 11 日まで)

宮 城 直 樹 警察庁生活安全局生活安全企画課

セキュリティシステム対策室長 (平成 14 年 8 月 23 日から)

事務局

警察庁生活安全局少年課少年保護対策室

## 目 次

はじめに	1
第1章 インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策のためのホットライン	
1 インターネット上の少年に有害なコンテンツの状況	2
2 インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策のためのホットラインとは	2
3 少年に有害なコンテンツ対策のためのホットラインの必要性	3
第2章 違法・有害コンテンツへの対応を行う警察、団体の活動	
1 警察のハイテク犯罪相談窓口	4
2 インターネットホットライン連絡協議会	5
第3章 外国におけるホットライン及び警察機関の調査結果の概要	
1 外国のホットライン及び警察機関	7
(1) 調査期間及び調査員	7
ア 米国 (NCMEC)	7
イ 欧州 (IWF 他)	7
(2) 民間ホットラインの現地調査	7
ア NCMEC (米国)	7
イ IWF (英国)	8
ウ ISPAI (アイルランド)	10
エ AFA (フランス)	11
オ Jugendschutz.net (ドイツ)	12
(3) 外国の警察機関の訪問先	14
ア NCIS (英国)	14
イ BKA (ドイツ)	14
2 外国のホットラインと警察との関係	14
(1) 米国 (NCMEC と警察との関係)	14
(2) 英国 (IWF と警察との関係)	15
(3) アイルランド (IAB と警察との関係)	15
(4) フランス (AFA と警察との関係)	15
(5) ドイツ (Jugendschutz.net と BKA との関係)	15
○ 外国のホットライン概要比較表	16
第4章 我が国におけるホットライン設立に向けた検討	
1 設立に関する検討	17
(1) 対象とするコンテンツ等	17
(2) 運営母体と運営の在り方	17
(3) ホットラインの位置付け	17

( 4 ) 運営資金等のコスト負担元	17
( 5 ) 年間コスト	18
( 6 ) 体制	18
( 7 ) 警察との連携	18
( 8 ) その他、考えられる形態等	18
2 活 動	18
( 1 ) コンテンツの判断と振り分け	18
( 2 ) 措置の区分	19
ア 違法と判断されるコンテンツ	19
イ 有害と判断されるコンテンツ	19
ウ 海外のコンテンツに対する措置	20
( 3 ) ISP への通報と措置履行の確保方策	20
( 4 ) 違法コンテンツ所持の扱い	21
( 6 ) システム	21
ア 通報の受理	21
イ データベースと重複する情報への対処	21
( 7 ) ホットラインの周知広報	22

**【資料】**

外国のホットライン等の調査報告書